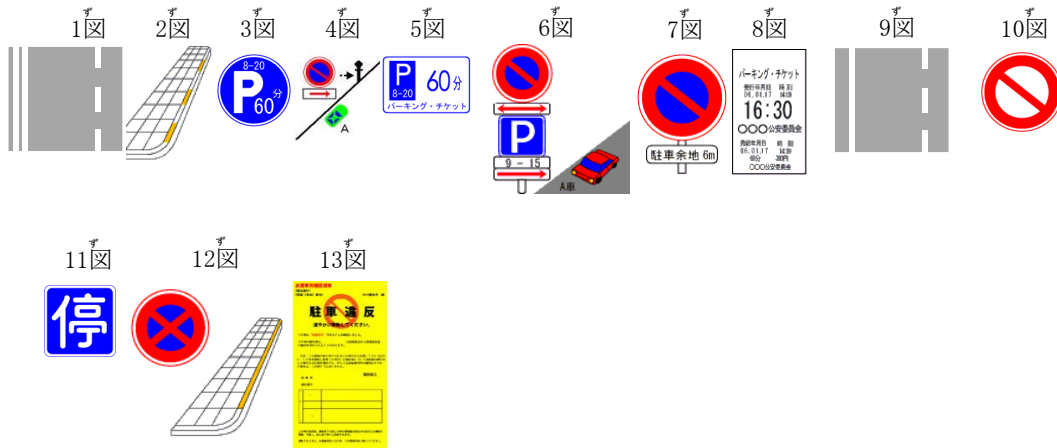


履修番号22

- 問題 1 人を待つ為継続的に停止していても、運転者が運転席にいれば停車である。
- 問題 2 パーキングメーターがある時間制限駐車区間で駐車するときは、パーキングメーターを直ちに作動させ、指定された時間を越えそうな時は、その時間を越える前に料金(手数料)を追加しなければならない。
- 問題 3 道路工事区域の端から5メートル以内の場所では、駐車も停車もしてはならない。
- 問題 4 バスの停留所の標示板(柱)から10メートル以内は、バスの運行時間中に限り駐停車が禁止されている。
- 問題 5 幅の広い路側帯に駐車するときは、歩行者の通行の為、車の左側に0.5メートル以上の余地をあげれば駐車することができる。
- 問題 6 2図のような道路標示のある場所で人を待つ為5分間車を停止させてもよい。
- 問題 7 保管場所標章を警察署長から交付された時は、重要なので車検証や自動車損害賠償責任保険証明書などと一緒にダッシュボードに保管しなければならない。
- 問題 8 横断歩道や自転車横断帯とその端から10メートル以内の場所では、駐車も停車もしてはならない。
- 問題 9 歩道や路側帯のない道路に駐車する時は、左端に0.75メートル以上の余地を空けなければならない。
- 問題 10 駐車場、車庫などの自動車専用の出入口から3メートル以内の場所では、駐車も停車もできない。
- 問題 11 車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなかったが、他の通行車両も少なく、他の通行を妨げないと判断し駐車をした。
- 問題 12 道路に平行して駐停車している車と並んで駐車することはできないが、停車はしてもよい。
- 問題 13 3図の標識は8時から20時の間、60分間以内であれば駐車ができる場所であることを表している。
- 問題 14 車から離れていて直に運転できない状態であったが、5分以内で車に戻ることができれば、駐車にならない。
- 問題 15 4図の場所に駐車しているA車は、駐車違反である。
- 問題 16 5図の表示板は、パーキングチケット発給設備がある事を示す表示板である。
- 問題 17 3図の標識は、パーキングメーターを作動させたり、パーキングチケットの発給を受けた後に表示されている時間を越えて駐車してはならない時間制限区間であることを示している。
- 問題 18 火災報知器から1メートル以内の場所は、客待ちの為に駐車してはならないが、客の乗り降りの為の停車はすることができる。
- 問題 19 車から離れるときは、オートマチック車はチェンジレバーをPに入れ、それ以外の車は平地や下り坂ではバック、上り坂ではローに入れておくとよい。
- 問題 20 パーキングチケット発給設備のある場所で発給を受けたパーキングチケットは、駐車している間は大切に保管しなければならないので、車のダッシュボードの中に入れるか、個人で携帯した方がよい。
- 問題 21 6図のように、駐車しているA車は、午前9時から午後3時までの間は、駐車違反とはならない。
- 問題 22 踏切とその端から前後10メートル以内の場所は、駐車も停車もしてはならない。
- 問題 23 7図の標識のある道路では、車の右側の道路上に6メートルの余地があれば駐車できる。
- 問題 24 自動車の保有者は、車の使用の本拠の位置から2キロメートル以内の道路以外の場所に保管場所を確保しなければならない。
- 問題 25 0.75メートル以下の路側帯に駐停車するときは、道路の左端に沿うとよい。
- 問題 26 1図のような道路標示のある路側帯では、自転車など軽車両の通行が禁止されているが、車を車道の左端に寄せて、人を降ろすために停車してもよい。
- 問題 27 パーキングチケット発給設備から発給を受けた8図のようなパーキングチケットは、車から離れている間は、携帯するのがよい。
- 問題 28 駐車とは、車が継続的に停止することや、運転者が車から離れていて直に運転できない状態で停止することをいう。
- 問題 29 駐車場や車庫などの出入口から3メートル以内の場所には駐車してはならないが、自宅の車庫の出入口であれば、3メートル以内であっても駐車することができる。
- 問題 30 放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者、運転者やその車の管理について責任がある人は、これを取り除くことができる。
- 問題 31 9図のような路側帯で歩行者が通行していない場合は、自動車は通行することができる。
- 問題 32 10図の標識は「駐車禁止」を表している。
- 問題 33 人の乗り降りや5分以内の荷物の積み下ろしの為の停止は駐車にならない。
- 問題 34 車から離れているときは、短時間ならハンドブレーキを引けば、エンジンを止めたり、ハンドルロックをしたりする必要はない。
- 問題 35 踏切とその手前30メートル以内の場所は駐停車禁止場所である。

- 問題 36 11図の標識は、「駐停車可」を表している。
- 問題 37 車輪止め装置を取り付けられたときは、車輪止め装置を勝手に取り外したり、壊したりしてはならない。
- 問題 38 消火栓、指定消防水利の標識がある所や、消防用防火水槽の取り入れ口から5メートルの場所で駐車してはならない。
- 問題 39 12図の標識、標示のあるところでは、駐車はできないが停車はできる。
- 問題 40 横断歩道・自転車横断帯の前後10メートル以内の場所では、駐車も停車も禁止されている。
- 問題 41 車両通行帯のあるトンネルでは、停車してもよい。
- 問題 42 車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなかったが、荷物の積み下ろしの為、直に運転できる状態で10分間車を止めた。
- 問題 43 幅0.5メートルの路側帯のとき、車道の左端に沿って人の乗り降りの為に停車させた。
- 問題 44 駐車禁止の場所であっても同乗者が来るのを5分間待つことは人の乗り降りの為に停止であるから違反にはならない。
- 問題 45 放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から放置違反金の納付を命ぜられることがある。
- 問題 46 車が荷物の積み下ろしの為に停止する場合は、全て駐車とみなされる。
- 問題 47 違法に駐車している車に対しては、13図のような放置車両確認標章が取り付けられることがある。
- 問題 48 1図の標示があるところでは、駐停車をすることはできないが通行することはできる。
- 問題 49 横断歩道の端から手前5メートル以内の場所では停車はできないが、横断歩道の端から先5メートル以内の場所は停車できる。
- 問題 50 道路工事の区域の端から、5メートル以内の場所は、人の乗り降りの為に停車は認められている。



履修番号22 解答

もんだい 問題 1	×		もんだい 問題 26	○	
もんだい 問題 2	×		もんだい 問題 27	×	
もんだい 問題 3	×		もんだい 問題 28	○	
もんだい 問題 4	○		もんだい 問題 29	×	
もんだい 問題 5	×		もんだい 問題 30	○	
もんだい 問題 6	×		もんだい 問題 31	×	
もんだい 問題 7	×		もんだい 問題 32	×	
もんだい 問題 8	×		もんだい 問題 33	○	
もんだい 問題 9	×		もんだい 問題 34	×	
もんだい 問題 10	×		もんだい 問題 35	×	
もんだい 問題 11	×		もんだい 問題 36	×	
もんだい 問題 12	×		もんだい 問題 37	○	
もんだい 問題 13	○		もんだい 問題 38	○	
もんだい 問題 14	×		もんだい 問題 39	×	
もんだい 問題 15	×		もんだい 問題 40	×	
もんだい 問題 16	○		もんだい 問題 41	×	
もんだい 問題 17	○		もんだい 問題 42	○	
もんだい 問題 18	○		もんだい 問題 43	○	
もんだい 問題 19	○		もんだい 問題 44	×	
もんだい 問題 20	×		もんだい 問題 45	○	
もんだい 問題 21	○		もんだい 問題 46	×	
もんだい 問題 22	○		もんだい 問題 47	○	
もんだい 問題 23	○		もんだい 問題 48	×	
もんだい 問題 24	○		もんだい 問題 49	×	
もんだい 問題 25	×		もんだい 問題 50	○	

☆見直しのポイント

不正解だった問題やわからなかった問題は、学科教本にマークし、後で暗記できる状態(明日になると忘れてしまいますので・・・)にしておきましょう。→問題で覚えると、文章などが変わるとわからなくなります。